元い管第１３７号

令和２年３月３日

建設工事等の受注者　様

い の 町 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等

の一時中止措置等の解釈について

　このことについて、いの町が発注し、既に契約している建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から一時中止や工期（履行期限）の延長の申し出ができる場合については、建設工事等の従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、建設工事等の従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、建設工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとします。

■問い合わせ先

　いの町役場管財契約課

　ＴＥＬ８９３－１１１４